

基安化発 0531 第 1 号
令和 4 年 5 月 31 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について

化学物質（純物質）及び化学物質を含有する製剤その他の物（混合物）に係る表示及び文書交付制度の改善については、平成 18 年 10 月 20 日付け基安化第 1020001 号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（令和元年 7 月 25 日最終改正。以下「1 号通達」という。）により示しているところであるが、令和 4 年 5 月 31 日付け労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号。以下「改正省令」という。）が公布されたこと等に伴い、下記のとおり改正したので、了知の上、化学物質の譲渡又は提供を行う管内の事業者に対して周知されたい。

記

第 1 1 号通達の一部改正

別紙 1 の新旧対照表のとおり改正する。なお、改正後の 1 号通達は別紙 2 のとおりである。

第 2 改正の概要

- 1 改正省令で新たに労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 2 第 1 項の規定による通知事項に追加された「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」について、留意事項を示したこと。
- 2 通知事項のうち以下の事項について、留意事項を示したこと。
 - (1) 「成分及びその含有量」について、営業上の秘密に該当する場合の通知

の留意事項を示したこと。

(2) 「貯蔵又は取扱い上の注意」について、保護具の種類を必ず記載するよう示したこと。

(3) 成分の含有量の表記の方法について、含有量に幅が生じる場合の記載の留意事項を示したこと。

3 表示事項のうち「成分」について、平成 26 年の法改正で法第 57 条第 1 項の規定による表示義務がなくなった後も表示することが望ましいとしていたが、表示対象物の増加に伴い表示が困難となっているため、削除したこと。なお、引き続き「成分」を表示することは差し支えないこと。

4 その他所要の改正を行ったこと。

(別紙1)

平成18年10月20日付け基安化発第1020001号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（最終改正 令和4年5月31日付け基安化発 0531第1号）新旧対照表

新	旧
<p>化学物質（純物質）及び化学物質を含有する製剤その他の物（混合物）（以下「化学物質等」という。）に係る表示及び文書交付制度の改善については、平成18年10月20日付け基発第1020003号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等に係る表示及び文書交付制度の改善関係」及び令和4年5月31日付け基発0531第9号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」等をもって通達されたところであるが、<u>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の規定に基づく表示及び法第57条の2の規定に基づく文書交付等（安全データシート（SDS）等による通知をいう。以下同じ。）の運用に当たつての留意事項は、下記のとおりであるので、円滑な施行に遺漏なきを期されたい。</u></p>	<p>化学物質（純物質）及び化学物質を含有する製剤その他の物（混合物）（以下「化学物質等」という。）に係る表示及び文書交付制度の改善については、平成18年10月20日付け基発第1020003号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等に係る表示及び文書交付制度の改善関係」をもつて通達されたところであるが、<u>その運用に当たつての留意事項は、下記のとおりであるので、円滑な施行に遺漏なきを期されたい。</u></p>

記

- 1 化学物質等に係る表示制度の改善関係
 - 第1 容器・包装等に表示しなければならない事項
 - 1 名称（法第57条第1項第1号イ関係）
 - (1)・(2) (略)

(削る)

2 成分

「成分」に係る表示義務については、平成 26 年の法改正により削除されたところであるが、各事業者の判断において、適切と考えられる「成分」に係る表示事項を表示することは望ましいこと。

2 (略)
3 (略)
4 (略)
5 (略)
6 (略)
7 (略)

第 2 その他

1 GHS に従った分類を行う際に参考とするべき JISZ7252 については、JISZ7252 : 2019 (GHS に基づく化学品の分類方法) (以下「JISZ7252 : 2019」という。) を用いること。なお、JISZ7252 : 2019 については日本産業標準調査会のホームページ (<http://www.jisc.go.jp/>) において検索及び閲覧が可能であること。

2 JISZ7253:2019 (GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)) (以下「JISZ7253 : 2019」という。) に準拠した記載を行えば、労働安全衛生法関係法令において規定する容器・

2 成分

「成分」に係る表示義務については、平成 26 年の法改正により削除されたところであるが、各事業者の判断において、適切と考えられる「成分」に係る表示事項を表示することは望ましいこと。

3 (略)
4 (略)
5 (略)
6 (略)
7 (略)
8 (略)

第 2 その他

1 GHS に従った分類を行う際に参考とするべき JISZ7252 については、JISZ7252 : 2019 (GHS に基づく化学品の分類方法) (以下「JISZ7252 : 2019」という。) 又は JISZ7252 : 2014 (GHS に基づく化学品の分類方法) (以下「JISZ7252 : 2014」という。) を用いること。ただし、JISZ7252 : 2014 は令和 4 年 5 月 25 日に失効するので留意すること。なお、JISZ7252 : 2019 については日本産業標準調査会のホームページ (<http://www.jisc.go.jp/>) において検索及び閲覧が可能であること。

2 JISZ7253:2019 (GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)) (以下「JISZ7253 : 2019」という。) 又は JISZ7253 : 2012 (GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ラ

<p>包装等に表示しなければならない事項を満たすこと。なお、JISZ7253:2019 については日本産業標準調査会ホームページにおいて検索及び閲覧が可能であること。</p>	<p>ベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS) (以下「JISZ7253 : 2012」という。) に準拠した記載を行えば、労働安全衛生法関係法令において規定する容器・包装等に表示しなければならない事項を満たすこと。ただし、JISZ7253:2012 は令和4年5月25日に失効するので留意すること。なお、JISZ7253:2019については日本産業標準調査会ホームページにおいて検索及び閲覧が可能であること。</p>
<p>II 化学物質等に係る文書交付制度の改善関係等</p>	<p>第1 文書交付等により通知しなければならない事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 成分及びその含有量 (法第57条の2第1項第2号関係)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) ア 労働安全衛生法施行令 (昭和47年政令第318号) 第17条の製造許可物質並びに有機溶剤中毒予防規則 (昭和47年労働省令第36号)、鉛中毒予防規則 (昭和47年労働省令第37号)、四アルキル鉛中毒予防規則 (昭和47年労働省令第38号) 及び特定化學物質障害予防規則 (昭和47年労働省令第39号) の対象物質は、SDSの成分及びその含有量の記載は省略できること。また、厚生労働大臣がばく露の濃度基準を定める物質については、SDSの成分の記載は省略できること。</p> <p>イ アの物質以外の物質であって成分及びその含有量が営業上の秘密に該当する場合は、SDSにはその旨を記載の上、成分及びその含有量の記載を省略し、秘密保持契約その他事業者間で合意した方法により、SDSとは別途</p>

通知することも可能であること。

3 (略)

4 人体に及ぼす作用（法第 57 条の 2 第 1 項第 4 号関係）

(1) ~ (4) (略)

(5) GHS に従い分類した結果、分類の判断を行うのに十分な情報が得られなかつた場合（以下「分類できない」という。）又は、常態が液体や気体のものについては固体に関する危険有害性クラスの区分が付かないなど分類の対象とならない場合及び分類を行うのに十分な情報が得られているものの、分類を行つた結果、GHS で規定する危険有害性クラスにおいて、専門家による総合的な判断から当該毒性を持たないと判断される場合、又は得られた証拠が区分するには不十分な場合を含む。以下「区分に該当しない」という。）のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、GHS では当該危険有害性クラスの情報は、必ずしも記載は要しないとされているが、「分類できない」、「区分に該当しない」の旨を記載することが望ましい。

なお、記載にあたつては、事業者向け GHS 分類ガイドラン

スを参考にすること。

5 貯蔵又は取扱い上の注意（法第 57 条の 2 第 1 項第 5 号関係）

次の事項を記載することは、(5)については、想定

3 (略)

4 人体に及ぼす作用（法第 57 条の 2 第 1 項第 4 号関係）

(1) ~ (4) (略)

(5) GHS に従い分類した結果、分類の判断を行うのに十分な情報が得られなかつた場合（以下「分類できない」という。）又は、常態が液体や気体のものについては固体に関する危険有害性クラスの区分が付かないなど分類の対象とならない場合及び分類を行うのに十分な情報が得られているものの、分類を行つた結果、GHS で規定する危険有害性クラスにおいて、専門家による総合的な判断から当該毒性を持たないと判断される場合、又は得られた証拠が区分するには不十分な場合を含む。以下「区分に該当しない」という。）のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、GHS では当該危険有害性クラスの情報は、必ずしも記載は要しないとされているが、「分類できない」、「区分に該当しない」の旨を記載することが望ましい。

なお、記載にあたつては、事業者向け分類ガイドラン

参考にすること。

5 貯蔵又は取扱い上の注意（法第 57 条の 2 第 1 項第 5 号関係）

次の事項を記載すること。

される用途での使用において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要とされる保護具の種類を必ず記載すること。

- | | | |
|--|---|---|
| (1)・(2) (略) | (1)・(2) (略) | (1)・(2) (略) |
| (3) 管理濃度、厚生労働大臣が定める濃度の基準、許容濃度等 | (3) 管理濃度、許容濃度等 | (3) 管理濃度、許容濃度等 |
| (4)～(6) (略) | (4)～(6) (略) | (4)～(6) (略) |
| 6 (略) | 6 (略) | 6 (略) |
| 7 (略) | 7 (略) | 7 (略) |
| 8 危険性又は有害性の要約（則第34条の2の4第2号関係）
(1) GHSに従った分類に基づき決定された危険有害性クラス、危険有害性区分、絵表示、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書きに対してGHS附属書3又はJISZ7253附属書Aにより割り当てられた絵表示と文言を記載すること。
なお、GHSに従った分類については、JISZ7252及び事業者向けGHS分類ガイドを参考にすること。また、GHSに従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRP)」、厚生労働省が作成し「職場のあんぜんサイト」で公開している「GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報」等を参考にすること。 | 8 危険性又は有害性の要約（則第34条の2の4第2号関係）
(1) GHSに従った分類に基づき決定された危険有害性クラス、危険有害性区分、絵表示、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書きに対してGHS附属書3又はJISZ7253附属書Aにより割り当てられた絵表示と文言を記載すること。
なお、GHSに従った分類については、JISZ7252及び事業者向け分類ガイドを参考にすること。また、GHSに従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRP)」、厚生労働省が作成し「職場のあんぜんサイト」で公開している「GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報」等を参考にすること。 | 8 危険性又は有害性の要約（則第34条の2の4第2号関係）
(1) GHSに従った分類に基づき決定された危険有害性クラス、危険有害性区分、絵表示、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書きに対してGHS附属書3又はJISZ7253附属書Aにより割り当てられた絵表示と文言を記載すること。
なお、GHSに従った分類については、JISZ7252及び事業者向け分類ガイドを参考にすること。また、GHSに従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRP)」、厚生労働省が作成し「職場のあんぜんサイト」で公開している「GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報」等を参考にすること。 |
| (2) (略) | (2) (略) | (2) (略) |
| (3) GHSに従い分類した結果、「分類できない」又は「区分に該当しない」のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、GHS | (3) GHSに従い分類した結果、「分類できない」又は「区分に該当しない」のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、GHS | (3) GHSに従い分類した結果、「分類できない」又は「区分に該当しない」のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、GHS |

	では当該危険有害性クラスの情報は、必ずしも記載を要しないとされているが、「分類できない」、「区分に該当しない」の旨を記載することが望ましい。	では当該危険有害性クラスの情報は、必ずしも記載を要しないとされているが、「分類できない」、「区分に該当しない」の旨を記載することが望ましい。
	なお、記載にあたっては、事業者向けGHS分類ガイドランクスを参考すること。	なお、記載にあたっては、事業者向けGHS分類ガイドランクスを参考すること。
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
9 (略)	9 (略)	9 (略)
10 想定される用途及び当該用途における使用上の注意（則第34条の2の4第4号関係）	JISZ7253：2019附属書D「D. 2項目1－化学品及び会社情報」の項目において記載が望ましいとされている化学品の推奨用途及び使用上の制限に相当する内容を記載すること。	JISZ7253：2019附属書D「D. 2項目1－化学品及び会社情報」の項目において記載が望ましいとされている化学品の推奨用途及び使用上の制限に相当する内容を記載すること。
11 適用される法令（則第34条の2の4第4号（令和6年4月1日以降は第5号）関係）	適用される法令（則第34条の2の4第4号（令和6年4月1日以降は第5号）関係）	適用される法令（則第34条の2の4第4号関係）
(略)	(略)	(略)
12 その他参考となる事項（則第34条の2の4第5号（令和6年4月1日以降は第6号）関係）	(1) SDS等を作成する際に参考とした出典を記載することが望ましいこと。 (2) (略)	11 その他参考となる事項（則第34条の2の4第5号関係） (1) 安全データシート（SDS）等を作成する際に参考とした出典を記載することが望ましいこと。 (2) (略)
(1) SDS等を作成する際に参考とした出典を記載することが望ましいこと。	第2 成分の含有量の表記の方法（則第34条の2の6関係）通知対象物であつて製品の特性上含有量に幅が生じるもの等については、濃度範囲による記載も可能であること。なお、含有量を秘匿する目的での濃度範囲による記載を認めること旨ではなく、営業上の秘密に該当する場合は、第1の2	第2 成分の含有量の表記の方法（則第34条の2の6関係）成分として表記すべき化学物質の含有量が10パーセントに満たない場合には、「10パーセント未満」と記載すれば足りること。

(4) のとおり SDS には記載せざる差違通知することができる
あること。また、重量パーセント以外の表記による含有量の
表記がなされているものについては、重量パーセントへの換
算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行つ
たものと見なすこと。

第3 その他

1 JISZ7253 : 2019 に準拠した記載を行えば、労働安全衛生
法関係法令に規定する文書交付等により通知しなければな
らない事項を満たすこと。なお、JISZ7253 : 2019 について
は、日本産業標準調査会のホームページにおいて検索及び閲
覧が可能であること。

第3 その他

- 1 JISZ7253 : 2019 (GHS に基づく化学品の危険有害性情報の
伝達方法ラベル、作業場内の表示及び安全データシート
(SDS)) (以下「JISZ7253 : 2019」という。) 又は JISZ7253 :
2012 (GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ラ
ベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)) (以下
「JISZ7253 : 2012」という。) に準拠した記載を行えば、労働
安全衛生法関係法令に規定する文書交付等により通知しな
ければならない事項を満たすこと。ただし、JISZ7253 : 2012
は令和 4 年 5 月 25 日に失効するので留意すること。なお、
JISZ7253 : 2019 については、日本産業標準調査会のホームページ
において検索及び閲覧が可能であること。
- 2 事業者向け分類ガイダンスは経済産業省のホームページ
(https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/intn/ghs_tool_01GHSmanual.html) で閲覧が可能であるこ
と。
- 3 表示及び安全データシート (SDS) の記載にあたっては、
邦文で記載するものとする。また、事業場内においては、当
該物質を取り扱う労働者に記載内容について周知するもの

労働者が理解できる言語で表示及び SDS を記載することが望ましいこと。 4 SDS の記載に当たっては、事業者団体が記載例を公表している場合には、当該記載例も参考にすることが望ましいこと。
--

(別紙2)

基安化発第1020001号

平成18年10月20日

基安化発1216第1号

平成22年12月16日

基安化発0725第1号

令和元年7月25日

基安化発0531第1号

令和4年5月31日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について

化学物質（純物質）及び化学物質を含有する製剤その他の物（混合物）（以下「化学物質等」という。）に係る表示及び文書交付制度の改善については、平成18年10月20日付け基発第1020003号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）」及び令和4年5月31日付け基発0531第9号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」等をもって通達されたところであるが、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の規定に基づく表示及び法第57条の2の規定に基づく文書交付等（安全データシート（SDS）等による通知をいう。以下同じ。）の運用に当たっての留意事項は、下記のとおりであるので、円滑な施行に遺漏なきを期されたい。

記

I 化学物質等に係る表示制度の改善関係

第1 容器・包装等に表示しなければならない事項

1 名称（法第 57 条第 1 項第 1 号イ関係）

- (1) 化学物質等の名称を記載すること。ただし、製品名により含有する化学物質等が特定できる場合においては、当該製品名を記載することで足りること。
- (2) 化学物質等について、表示される名称と文書交付により通知される名称を一致させること。

2 人体に及ぼす作用（法第 57 条第 1 項第 1 号ロ関係）

- (1) 「人体に及ぼす作用」は、化学物質等の有害性を示すこと。
- (2) 化学品の分類および表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）に従った分類に基づき決定された危険有害性クラス（可燃性固体等の物理化学的危険性、発がん性、急性毒性等の健康有害性及び水生環境有害性等の環境有害性の種類）及び危険有害性区分（危険有害性の強度）に対して GHS 附属書 3 又は日本産業規格 Z7253（GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））（以下「JISZ7253」という。）附属書 A により割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載すること。

なお、GHS に従った分類については、日本産業規格 Z7252（GHS に基づく化学品の分類方法）（以下「JISZ7252」という。）及び事業者向け GHS 分類ガイダンスを参考にすること。また、GHS に従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している

「NITE 化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIPI）」

（https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop）

厚生労働省が作成し「職場のあんぜんサイト」で公開している「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」

（http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx）等を参考にすること。

- (3) 混合物において、混合物全体として有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の純物質としての有害性を、物質ごとに記載することで差し支えないこと。
- (4) GHS に従い分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、記載を要しないこと。

3 貯蔵又は取扱い上の注意（法第 57 条第 1 項第 1 号ハ関係）

化学物質等のばく露又はその不適切な貯蔵若しくは取扱いから生じる被害を防止するために取るべき措置を記載すること。

4 標章（法第 57 条第 1 項第 2 号関係）

- (1) 混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の純物質としての危険性又は有害性を表す標章を、物質ごとに記載することで差し支えないこと。
- (2) GHS に従い分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、記載を要しないこと。

5 表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号（労働安全衛生規則（以下「則」という。）第 33 条第 1 号関係）

- (1) 化学物質等を譲渡し又は提供する者の情報を記載すること。また、当該化学品の国内製造・輸入業者の情報を、当該事業者の了解を得た上で追記しても良いこと。
- (2) 緊急連絡電話番号等についても記載することが望ましいこと。

6 注意喚起語（則第 33 条第 2 号関係）

- (1) GHS に従った分類に基づき、決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対して GHS 附属書 3 又は JISZ7253 附属書 A に割り当てられた「注意喚起語」の欄に示されている文言を記載すること。

なお、GHS に従った分類については、JISZ7252 及び事業者向け分類ガイドランスを参考にすること。また、GHS に従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIPI）」や厚生労働省が作成し「職場のあんぜんサイト」で公開している「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」等を参考にすること。

- (2) 混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の純物質としての危険性又は有害性を表す注意喚起語を、物質ごとに記載することで差し支えないこと。

- (3) GHS に基づき分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合、記載を要しないこと。

7 安定性及び反応性（則第 33 条第 3 号関係）

- (1) 「安定性及び反応性」は、化学物質等の危険性を示すこと。
- (2) GHS に従った分類に基づき、決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対して GHS 附属書 3 又は JISZ7253 附属書 A に割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載すること。

なお、「GHS に従った分類結果」については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIPI）」、厚生労働省が作成し「職場のあんぜんサイト」で公開

している「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」等を参考にすること。

- (3) 混合物において、混合物全体として危険性の分類がなされていない場合には、含有する全ての表示対象物質の純物質としての危険性を、物質ごとに記載することで差し支えないこと。
- (4) GHS に従い分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合、記載を要しないこと。

第2 その他

- 1 GHS に従った分類を行う際に参考とするべき JISZ7252 については、JISZ7252:2019 (GHS に基づく化学品の分類方法) (以下「JISZ7252:2019」という。) を用いること。なお、JISZ7252:2019 については日本産業標準調査会のホームページ (<http://www.jisc.go.jp/>) において検索及び閲覧が可能であること。
- 2 JISZ7253:2019 (GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)) (以下「JISZ7253:2019」という。) に準拠した記載を行えば、労働安全衛生法関係法令において規定する容器・包装等に表示しなければならない事項を満たすこと。なお、JISZ7253:2019 については日本産業標準調査会ホームページにおいて検索及び閲覧が可能であること。

II 化学物質等に係る文書交付制度の改善関係等

第1 文書交付等により通知しなければならない事項

- 1 名称 (法第 57 条の 2 第 1 項第 1 号関係)
化学物質等の名称を記載すること。ただし、製品名により含有する化学物質等が特定できる場合においては、当該製品名を記載することで足りること。
- 2 成分及びその含有量 (法第 57 条の 2 第 1 項第 2 号関係)
 - (1) 法及び政令で通知対象としている物質 (以下「通知対象物質」という。) が裾切値以上含有される場合、当該通知対象物質の名称を列記とともに、その含有量についても記載すること。
 - (2) ケミカルアブストラクトサービス登録番号 (CAS 番号) 及び別名についても記載することが望ましいこと。
 - (3) (1) 以外の化学物質の成分の名称及びその含有量についても、本項目に記載することが望ましいこと。
 - (4) ア 労働安全衛生法施行令 (昭和 47 年政令第 318 号) 第 17 条の製造

許可物質並びに有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）の対象物質は、SDS の成分及びその含有量の記載は省略できないこと。また、厚生労働大臣がばく露の濃度基準を定める物質については、SDS の成分の記載は省略できないこと。

イ アの物質以外の物質であって成分及びその含有量が営業上の秘密に該当する場合は、SDS にはその旨を記載の上、成分及びその含有量の記載を省略し、秘密保持契約その他事業者間で合意した方法により、SDS とは別途通知することも可能であること。

3 物理的及び化学的性質（法第 57 条の 2 第 1 項第 3 号関係）

(1) JISZ7253 の付属書 E を参考として、次の項目に係る情報について記載すること。

ア 物理状態

イ 色

ウ 臭い

エ 融点・凝固点

オ 沸点又は初留点及び沸点範囲

カ 可燃性

キ 爆発下限界及び上限界／可燃限界

ク 引火点

ケ 自然発火点

コ 分解温度

サ pH

シ 動粘性率

ス 溶解度

セ n-オクタノール／水分配係数 (log 値)

ソ 蒸気圧

タ 密度及び／又は相対密度

チ 相対ガス密度

ツ 粒子特性

(2) 次の項目に係る情報について記載することが望ましいこと。

ア 放射性

イ かさ密度

ウ 燃焼継続性

- (3) 上記以外の項目についても、当該化学物質等の安全な使用に関係するその他のデータを示すことが望ましいこと。
- (4) 測定方法についても記載することが望ましいこと。
- (5) 混合物において、混合物全体として危険性の試験がなされていない場合には、含有する通知対象物質の純物質としての情報を、物質ごとに記載することで差し支えないこと。

4 人体に及ぼす作用（法第 57 条の 2 第 1 項第 4 号関係）

- (1) 「人体に及ぼす作用」は、化学物質等の有害性を示すこと。
- (2) 取扱者が化学物質等に接触した場合に生じる健康への影響について、簡明かつ包括的な説明を記載すること。なお、以下の項目に係る情報を記載すること。

ア 急性毒性

イ 皮膚腐食性・刺激性

ウ 眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性

エ 呼吸器感作性又は皮膚感作性

オ 生殖細胞変異原性

カ 発がん性

キ 生殖毒性

ク 特定標的臓器毒性一単回ばく露

ケ 特定標的臓器毒性一反復ばく露

コ 誤えん有害性

- (3) ばく露直後の影響と遅発性の影響とをばく露経路ごとに区別し、毒性の数値的尺度を含めることが望ましいこと。

- (4) 混合物において、混合物全体として有害性の試験がなされていない場合には、含有する通知対象物質の純物質としての有害性を、物質ごとに記載することで差し支えないこと。

- (5) GHS に従い分類した結果、分類の判断を行うのに十分な情報が得られなかった場合（以下「分類できない」という。）又は、常態が液体や気体のものについては固体に関する危険有害性クラスの区分が付かないなど分類の対象とならない場合及び分類を行うのに十分な情報が得られているものの、分類を行った結果、GHS で規定する危険有害性クラスにおいていずれの危険有害性区分にも該当しない場合（発がん性など証拠の確からしさで分類する危険有害性クラスにおいて、専門家による総合的な判断から当該毒性を持たないと判断される場合、又は得られた証拠が区分するには不十分な場合を含む。以下「区分に該当しない」という。）のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及

び危険有害性区分が決定されない場合は、GHS では当該危険有害性クラスの情報は、必ずしも記載は要しないとされているが、「分類できない」、「区分に該当しない」の旨を記載することが望ましい。

なお、記載にあたっては、事業者向け GHS 分類ガイドラインを参考にすること。

5 貯蔵又は取扱い上の注意（法第 57 条の 2 第 1 項第 5 号関係）

次の事項を記載すること。このうち、(5)については、想定される用途での使用において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要とされる保護具の種類を必ず記載すること。

- (1) 適切な保管条件、避けるべき保管条件等
- (2) 混合接触させてはならない化学物質等（混触禁止物質）との分離を含めた取扱い上の注意
- (3) 管理濃度、厚生労働大臣が定める濃度の基準、許容濃度等
- (4) 密閉装置、局所排気装置等の設備対策
- (5) 保護具の使用
- (6) 廃棄上の注意及び輸送上の注意

6 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置（法第 57 条の 2 第 1 項第 6 号関係）

次の事項を記載すること。

- (1) 吸入した場合、皮膚に付着した場合、眼に入った場合又は飲み込んだ場合に取るべき措置等
- (2) 火災の際に使用するのに適切な消火剤又は使用してはならない消火剤
- (3) 事故が発生した際の退避措置、立ち入り禁止措置、保護具の使用等
- (4) 漏出した化学物質等に係る回収、中和、封じ込め及び浄化の方法並びに使用する機材

7 通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号（則第 34 条の 2 の 4 第 1 号関係）

- (1) 化学物質等を譲渡し又は提供する者の情報を記載すること。なお、当該化学品の国内製造・輸入業者の情報を、当該事業者の了解を得た上で追記しても良いこと。
- (2) 緊急連絡電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスも記載することが望ましいこと。

8 危険性又は有害性の要約（則第 34 条の 2 の 4 第 2 号関係）

- (1) GHS に従った分類に基づき決定された危険有害性クラス、危険有害性区分、絵表示、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書きに対して GHS

附属書3又はJISZ7253附属書Aにより割り当てられた絵表示と文言を記載すること。

なお、GHSに従った分類については、JISZ7252及び事業者向けGHS分類ガイダンスを参考にすること。また、GHSに従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIPI)」、厚生労働省が作成し「職場のあんぜんサイト」で公開している「GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報」等を参考にすること。

- (2) 混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する通知対象物質の純物質としての危険性又は有害性を、物質ごとに記載することで差し支えないこと。
- (3) GHSに従い分類した結果、「分類できない」又は「区分に該当しない」のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、GHSでは当該危険有害性クラスの情報は、必ずしも記載を要しないとされているが、「分類できない」、「区分に該当しない」の旨を記載することが望ましい。

なお、記載にあたっては、事業者向けGHS分類ガイダンスを参考にすること。

- (4) 標章は白黒の図で記載しても差し支えないこと。また、標章を構成する画像要素(シンボル)の名称(「炎」「どくろ」等)をもって当該標章に代えても差し支えないこと。
- (5) 粉じん爆発危険性等の危険性又は有害性についても記載することが望ましいこと。

9 安定性及び反応性(則第34条の2の4第3号関係)

次の事項を記載すること。

- (1) 避けるべき条件(静電放電、衝撃、振動等)
- (2) 混触危険物質
- (3) 通常発生する一酸化炭素、二酸化炭素及び水以外の予想される危険有害な分解生成物

10 想定される用途及び当該用途における使用上の注意(則第34条の2の4第4号関係)

JISZ7253:2019附属書D「D.2項目1－化学品及び会社情報」の項目において記載が望ましいとされている化学品の推奨用途及び使用上の制限に相当する内容を記載すること。

11 適用される法令(則第34条の2の4第4号(令和6年4月1日以降は第5号)関係)

化学物質等に適用される法令の名称を記載するとともに、当該法令に基づく規制に関する情報を記載すること。

12 その他参考となる事項（則第34条の2の4第5号（令和6年4月1日以降は第6号）関係）

- (1) SDS等を作成する際に参考とした出典を記載することが望ましいこと。
- (2) 環境影響情報については、本項目に記載することが望ましいこと。

第2 成分の含有量の表記の方法（則第34条の2の6関係）

通知対象物であって製品の特性上含有量に幅が生じるもの等については、濃度範囲による記載も可能であること。なお、含有量を秘匿する目的での濃度範囲による記載を認める趣旨ではなく、営業上の秘密に該当する場合は、第1の2(4)のとおりSDSには記載せず別途通知することが可能であること。また、重量パーセント以外の表記による含有量の表記がなされているものについては、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものと見なすこと。

第3 その他

- 1 JISZ7253:2019に準拠した記載を行えば、労働安全衛生法関係法令に規定する文書交付等により通知しなければならない事項を満たすこと。
なお、JISZ7253:2019については、日本産業標準調査会のホームページにおいて検索及び閲覧が可能であること。
- 2 事業者向けGHS分類ガイドは経済産業省のホームページ(https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html)で閲覧が可能であること。
- 3 表示及びSDSの記載にあたっては、邦文で記載するものとする。また、事業場内においては、当該物質を取り扱う労働者に記載内容について周知するものとする。なお、取り扱う労働者が理解できる言語で表示及びSDSを記載することが望ましいこと。
- 4 SDSの記載に当たっては、事業者団体が記載例を公表している場合には、当該記載例も参考にすることが望ましいこと。

